第4回認知症高齢者にやさしい地域 づくりに係る関係省庁連絡会議

平成28年5月31日

資料2-4 (厚生労働省提出)

地域における認知症の人の見守り体制の構築について



平成28年5月31日 厚生労働省 老健局

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)

~認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~の概要

- 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加 2012(平成24)年462万人(約7人に1人) ⇒ 2025(平成37)年約700万人(約5人に1人)
- 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことがで きるような環境整備が必要。

新オレンジプランの基本的考え方

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮 らし続けることができる社会の実現を目指す。

- 厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科 学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して策定
- 新プランの対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年だが、数値目標は介護保険 に合わせて2017(平成29)年度末等
- 策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

 (\mathcal{D})

柱

- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③若年性認知症施策の強化
- 4認知症の人の介護者への支援
- ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究 開発及びその成果の普及の推進
- (7)認知症の人やその家族の視点の重視

認知症施策推進総合戦略~認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~

1 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

(2) 認知症サポーターの養成と活動の支援

● 地域や職域で認知症サポーターの養成を進めるとともに、活動の任意性は維持しつつ、養成された認知症サポーターが認知症高齢者等にやさしい地域づくりを加速するために様々な場面で活躍してもらえるようにする。【厚生労働省】

(認知症サポーター)

○ 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人

〇キャラバンメイト養成研修

実施主体:都道府県、市町村、全国的な職域団体等

目 的:地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役

である「キャラバンメイト」を養成

内 容:認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、

対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。

○認知症サポーター養成講座

実施主体:都道府県、市町村、職域団体等

対 象 者:

〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等

〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット

コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関等

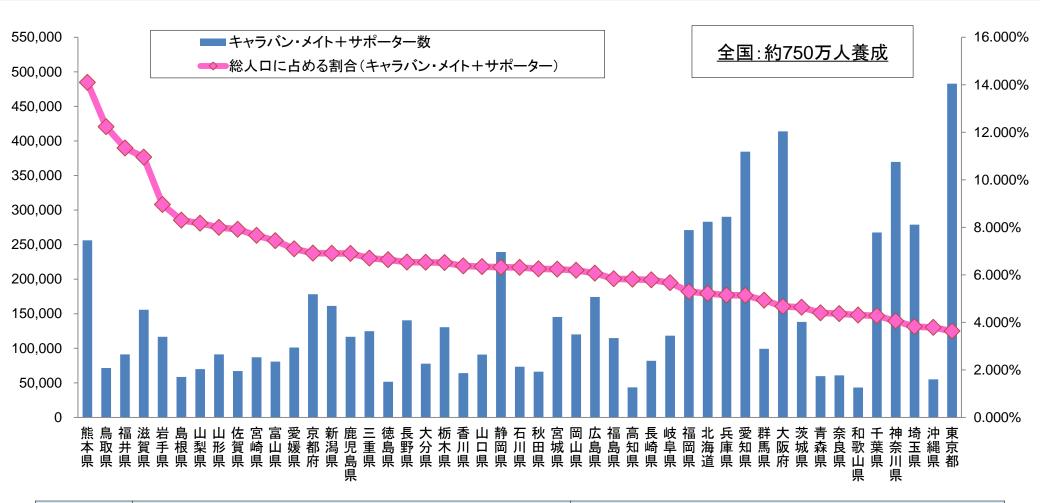
〈学校〉小中高等学校、教職員、PTA等



【実績と目標値】

サポーター人数:2016(平成28)年3月末実績 750万人⇒ 2017(平成29)年度末 800万人

※ さらに、平成27年度にサポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する手法の見本を 検討するとともに、平成28年度以降、地域や職域の実情に応じた取組を推進



		上位5県			下位5都県	Į
	1	熊本県	14.097%	1	東京都	3.632%
養成状況	2	鳥取県	12.231%	2	沖縄県	3.788%
食以扒儿	3	福井県	11.337%	3	埼玉県	3.819%
	4	滋賀県	10.953%	4	神奈川県	4.056%
	5	岩手県	8.961%	5	千葉県	4.278%

V 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

① 生活の支援(ソフト面)

- ・家事支援、配食、買物弱者への宅配の提供等の支援
- ・高齢者サロン等の設置の推進
- ・高齢者が利用しやすい商品の開発の支援
- ・新しい介護食品(スマイルケア食)を高齢 者が手軽に活用できる環境整備

② 生活しやすい環境 (ハード面)の整備

- 多様な高齢者向け住まいの確保
- ・高齢者の生活支援を行う施設の住宅団 地等への併設の促進
- ・バリアフリー化の推進
- ・高齢者が自ら運転しなくても移動手段を 確保できるよう公共交通を充実

③ 就労・社会参加支援

- ・就労、地域活動、ボランティア活動等の社 会参加の促進
- ・若年性認知症の人が通常の事業所での 雇用が困難な場合の就労継続支援(障害 福祉サービス)

④ 安全確保

- ・独居高齢者の安全確認や行方不明者の 早期発見・保護を含めた地域での見守り 体制の整備
- ・高齢歩行者や運転能力の評価に応じた 高齢運転者の交通安全の確保
- ・詐欺などの消費者被害の防止
- ・成年後見制度(特に市民後見人)や法テラスの活用促進
- 高齢者の虐待防止

行方不明・身元不明認知症高齢者等に関する実態及び厚生労働省の取組について

- ○警察庁の統計データ (H26年中)
- (1) 行方不明者数(認知症やその疑いのある行方不明者として届けられた人数): **10,783人(対前年 4.5%)** ※行方不明者の約97%については、1週間以内に所在が確認されており、自宅等に戻っている

(参考)·H25年中:10,322人(対前年 7.4%増)·H24年中:9,607人

(2) 所在確認状況 : **10,848人(うち、死亡確認 429人)**

(参考)・H25年中:10,180人(うち、死亡確認388人)・H24年中:9,478人(うち、死亡確認359人)

- (3) H26年中受理した者で未解決のものの数: **168人** (参考)・H25年中: 234人・H24年中: 231人
- ○厚生労働省による実態の把握(H26年)
 - ・ 介護施設等における身元不明者の受入数(<u>身元不明者数:346人、うち認知症高齢者35人</u>)や徘徊・見守り SOSネットワーク事業(616カ所:35.4%)の市町村施策の実施状況。などを調査(6月)し、結果を公表(H26.9)
 - ※その他事業(GPS等の徘徊探知システム等の事業、見守り体制の構築等)と合わせると1,068ヶ所(61.3%)の市町村で、 行方不明等に関する事業を実施している
- ○厚生労働省の取組について

(1)地域における見守り体制づくりの構築等の依頼(老健局長通知)

- ①H26.9 ・見守りが必要な高齢者の実態把握、見守りネットワークづくりのための協定の締結や認知症サポーターの養成等<u>地域における見守り</u> 体制づくりの構築
 - ・個人情報保護に関する条例にかかる自治体の解釈の例を紹介
- ②H27.6 ・<u>身元不明認知症高齢者等の人数や照会先となる窓口連絡先をホームページに掲載</u>し、定期的な更新も含めた情報の公表の徹底
 - ・自治体において、警察と連携の上、身元の確認に必要な手続を整理したマニュアルの紹介等警察との情報の共有の徹底

<u>(2)身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイトの設置</u>

・ 厚生労働省ホームページに、自治体で公開されている情報を一覧にして確認できる特設サイトを設け、身元不明の認知症高齢者等に関する 情報公開や本特設サイトの積極的な活用の検討を各自治体に促した(H26.9) ※H27.3に47都道府県全てにリンク

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(4) 安全確保

<地域での見守り体制の整備>

●独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見・保護を含め、地域での見守り体制を整備。 また、行方不明となってしまった認知症高齢者等については、厚生労働省ホームページ上の特設サイトの 活用等を促進。【厚生労働省】

<高齢者の見守り・SOSネットワーク(イメージ)>

高齢者の見守り・SOSネットワークは、高齢者が 行方不明になった時に、地域の生活関連団体等 が捜索に協力して、すみやかに行方不明者を発 見保護するしくみです。

捜索に協力する地域の団体とは、タクシー会社や郵便局、ガソリンスタンド、コンビニ、銀行、宅配業者、コミュニティFM放送局、町内会、老人クラブ、介護サービス事業者など、日頃地域で活動している企業や住民団体などです。

実際の捜索では、家族から捜索依頼があると、本人の特徴を手短にまとめた情報を、FAXやメールを使って送付し、協力団体に捜索協力を要請します。連絡を受けた協力者は、地域の中で仕事や活動をしながら、行方不明者を気にかけたり、まわりを探したりします。

行方不明者を見つけた場合、協力者はやさしく 声をかけて確認し、自治体や警察等に連絡をし ます。そして、行方不明者を家族のもとに戻しま す。

ネットワークの協力体制 住民 医療・介護 のプロ 推進コア団体

<身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイト>

行方のわからない認知症高齢者等をお探しの方へ



(身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイト)

行方不明となった認知症害齢者等が、身元が不明のまま、各市町村において保護されている場合があります。

一部の地方自治体では、その検索活動に質するよう。こうした身元不明の方の情報をホームページ上で公開し、掲載前報についての概念への回答や心当たり がある方からの間い合わせへの対応などが行われていますので、厚生労働省でも、都道府県園域を越えた捜索活動に資するよう。情報公開を行っている地 方自治体のホームページへのリンクの一覧を設けました。

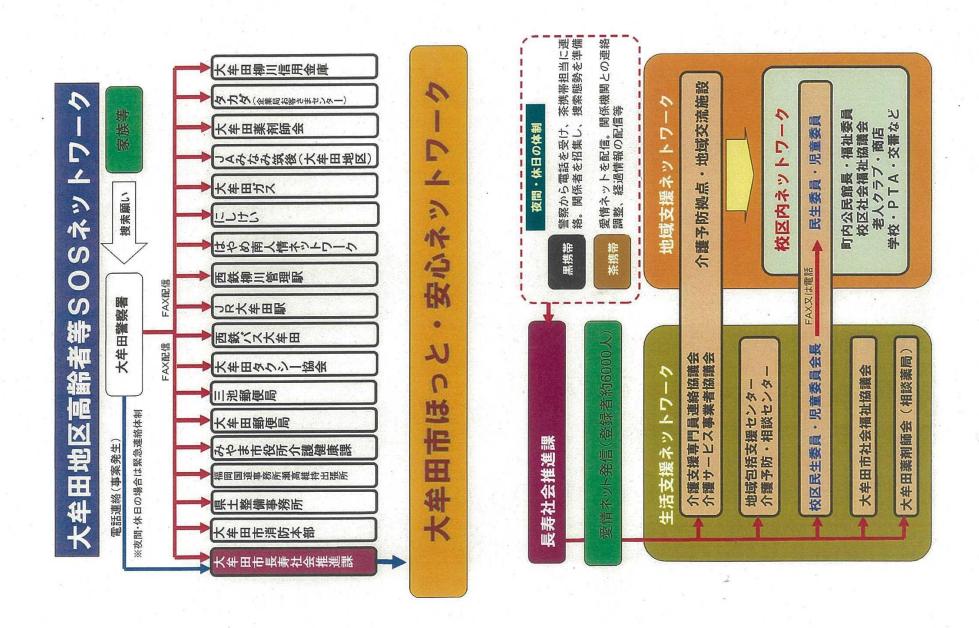
(※下表のうちの書字部分の都道府県名をケリックすると、ホームページ上で情報公開を行っている地方自治体の関連ページにつながります。)

北海道	貴茲是	岩手県	宣城県	秋田県	山形裸
福島県	茨城県	版木県	群馬県	埼玉県	于葉県
東京都	神奈 標	虹思県	富山県	石川県	提井県
山梨県	長野県	岐阜県	融田県	愛知県	三重型
进資票	京都在	大阪府	兵庫県	去良県	和歌山県
島取県	無根果	四山県	広島県	山口県	技典県
刮帽	受域県	高拉県	福岡県	性質県	長崎県
能本県	大分県	宮崎県	表児島県	沖縄県	

【事業名】 徘徊SOSネットワークの構築ほか

◆都道府県警察における行方不明者の情報等をご覧にないたい方はごちらへ

警察庁のホームページ・・・「行方不明に関する情報提供の法願。」



ク模擬訓練当日の流れ 認知症SOSネットワ-

警察より情報発信

行方不明者の家族から大牟田警察署生活安全課に 搜索願が出されたと想定し、SOSネットワークを通じ 情報が関係団体に発信される。



2. 市役所より情報発信

警察署からの連絡を受け、長寿社会推進課では介護 事業所および医療機関へ情報を発信。地域福祉推進 室から民生委員・児童委員の方々へFAX送信。地域 包括支援センター(統括)から、愛情ねっと登録者へ メールでの情報配信。



3. 各校区拠点より情報伝達 校区ごとに作成した情報伝達網を活用、情報伝達を 行う。できるだけ「はやく・正確に・末端まで」が目標。



1. 各校区にて捜索・声かけ訓練

各校区の体制に応じ、搜索および声かけ訓練を行う。 校区によって、搜索に重点を置いたり、声かけ訓練に 重点を置いたり、スタイルはさまざま。



5. 訓練本部報告会/校区反省会

模擬訓練が終わったあと、本部では訓練結果の速報を行う。各校区でも反省会を行い、「情報伝達は速く・正確にできたか」「声かけは上手にできたか」など、次年度に向けて検証を行う。



徘徊する高齢者を早期発見するための取組(山鹿市の事例)

徘徊SOSネットワークと 徘徊模擬訓練

- 行方不明者を早期発見するためのメール登録制度(警察と連携)、市民や事業 所が参加
- 徘徊模擬訓練は校区単位で、地域のサポーターや事業所とともに計画、実施







メールが届いたからといって、必ず捜しに行く必要はありません。可能なり、あなたの周囲を気にかけていただくことが目的です。もし発見された場は、メールの内容に沿って対応・ご連絡をお願いします。
※お手持ちの携帯電話の設定によって、メールが届かない場合があります。

5申し込みいただいた方は、下記の連絡先を携帯電話にご登録ください。

山鹿市地域包括支援センター 0968-43-1077 yamagahoukatu@ec7.technowave.ne.jp

模擬訓練を続けることによって・・

- 地域の中で必要性が理解され、地区行事として「模擬訓練」も位置 づけ、主体的に実施されるようになった。
- 行方不明になることを未然に防ぐこともできるようになった(近隣の方の声かけ)
- 行方不明になった時に、発見までの時間が短縮できている。(地域の「探す力」が上がった)



釧路地域SOSネットワークフローチャート 保護連絡(FAX)。 EMくしろ、タクシー協会。 捜索協力機関 トラック協会。 相談支援。 釧路保健所 族↵ 引き取り 協力依頼 協力依頼 認 相談・支援 運機 』 (必要時) (必要時) 知 症 相談・支援 北海道釧路方面₹ 市 地域↔ 徘 保 索 흜 カュ <u>•捞.</u> 釧路警察署♥ 町 市 包括← 鈴 依 依山 徊 厚岸 警察署↩ 村 푡.. 町 保護運絡 保護連絡 者 支援⊬ 者 護 弟子屈警察署₹ 役 サービス検討、提供₹ が 村 ・サービス担当者会議等の開催 セン+ (警察署 徘 番↓ 場 交 役 * 3 (派出所・駐在所) 徊 ター・ 場 ΙC ネットワーク 協力依頼 の説明 (同意) 所 (必要時) 通報/照会 : 協力依頼 在 運機 』 (必要時) (必要時) (必要時) 不 **数送**。 玥 警面 部↵ 本 地元消防本部₹ 協力医撩機関₹ 人院・通院。 本 部↩ (一時保護施設) 消 胏 4 他管内警察署

- ☀1 警察 から 棲素協力機関・市町社役場への協力依頼は「泰族の同意」が必要。』
- ★ 2 検索協力機関がSOS ネットワーク検索対象者を保護した場合、警察へ連絡する。□
- ☀3 保護後、利用者に対しての支援は関係機関の協力のもと実施する。』
- ☀4 釧路市音別町、釧路市阿寒町については直接、情報提供を行う。

○ネットワーク会議。

- ・釧路地域 SOS ネットワーク事務局会議』
- ・SOS ネットワーク連絡会議。

更新日時:平成24年6月29日。